

罪に問われた障がい者等に対する司法と福祉の連携費用に
関する意見書

2017年（平成29年）8月25日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

罪に問われた障がい者・高齢者（以下「罪に問われた障がい者等」という。）¹の
国選弁護活動の中で、更生支援計画の作成等環境整備のために弁護人が支弁した
適正な経費については、国選弁護に伴う費用として支払われるよう求める。

具体的には、日本司法支援センターの「国選弁護人の事務に関する契約約款本
則」（以下「約款本則」という。）と「別紙報酬及び費用の算定基準」（以下「算定
基準」という。）を改正し、「福祉専門職等（社会福祉士、精神保健福祉士その他
福祉関連職をいう。以下同じ。）の接見同行費用及び更生支援計画作成費用」の項
目を新設するなど関連規定を整備されたい。

第2 意見の理由

1 本意見書の背景～入口支援の意義と課題

(1) 2012年3月、刑務所を出所する高齢者・障がい者が必要な福祉的支援
を受けることができるようにするため、厚生労働省は、地域生活定着支援事
業（現在は、「地域生活定着推進事業」）の一環として、地域生活定着支援セ
ンターを全ての都道府県に設置した。

また、法務省も、保護観察所が、出所者のうち、高齢又は障がい者を有する
者で、一定の要件を充たす出所者について、地域生活定着支援センターと連
携して社会復帰のためのコーディネートを行う、「特別調整」という事業を創
設した。

これらの事業により、刑務所出所者に対する社会復帰支援（以下「出口支
援」という。）については、一応の体制整備がなされた。

¹被疑者・被告人である又は被疑者・被告人であった障がい者・高齢者をいい、「障がい者」とは、
身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障
がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生
活に相当な制限を受ける状態にあるもの（障害者基本法第2条第1項）をいう。

なお、本意見書が対象とする「障がい者・高齢者」とは、特に厚生労働省の地域生活定着支援事業
にいう高齢又は障がい者を有するために福祉的支援を必要とする者をいう。

また、少年に特有の手續（少年審判手續や少年矯正制度等）に関しては、その手續の特性等から別
途の検討が必要な分野であり、本意見書では検討の対象から外している。

(2) しかし、罪に問われた障がい者等に対する更生支援は、出口支援だけでは不十分である。

なぜならば、刑務所に入所すること自体が、それまで形成されてきた罪に問われた障がい者等と社会との縁を希薄化する上に、社会からの偏見をもたらすため、社会復帰をする上での大きな足かせとなるからである。

このような問題意識から、近年、厚生労働省や法務省を中心として、主に起訴猶予や執行猶予の可能性のある事案において、福祉や医療等の社会資源と連携して強固な環境調整を行い、社会生活の中で更生を尽くすことができるようにする社会復帰支援（以下「入口支援」という。）が実践されている。

具体的には、厚生労働省からの委託により、社会福祉法人南高愛隣会（長崎県）は、2014年度社会福祉推進事業として「罪に問われた高齢・障がい者等への切れ目のない支援のための諸制度の構築事業」を行っている。また、公益社団法人日本社会福祉士会は、社会福祉推進事業として「司法分野における社会福祉士の関与のあり方に関する連携スキーム検討事業」を行っている。いずれの事業についても、当連合会として協力したところである。

2 入口支援における弁護活動の意義

(1) 課題の発見、解決の過程における意義

① 弁護人は、被疑者・被告人が犯行に至った経緯や原因を把握した上、そのような原因を除去し、今後更生するためにはどうしたら良いのかを被疑者・被告人と共に考え、環境調整を行い、可能な限り被疑者・被告人にとって有利な刑事処分を獲得するよう努める必要がある。

そのために、弁護人は接見において必要な事情を被疑者・被告人から聴取することになる。

② しかし、罪に問われた障がい者等は、障がいの影響から来る理解力や想像力の欠如のため、犯行やそのきっかけとなる事実を認識していてもきちんと弁護人に説明できなかったり、仮に弁護人に説明できたとしても、生育歴の中で何が本件犯行の原因であるのかについて考えが及んでいなかったり、今後、同じようなことをしないためにどうすれば良いのかということについて想像して思考することができない場合が多い。

障がい特性によっては、言語では理解しづらいため、絵を描いて視覚的アプローチを採る方が有効な場合もある。

③ このことは、被疑者・被告人が日常会話はできる場合でも同様である。単なる日常会話ができて、公判準備のために、生育歴から現在に至る生活状況の中から犯罪に至った原因を自ら探し、その原因を除去して更生の

ための環境調整を弁護人と一緒に考えていくという作業は、罪に問われた障がい者等にとって困難だからである。

刑務所に障がいを抱える受刑者が多いという現状は、刑事司法手続において「見て見ぬふり」をされたケースもあると思われるが、外形的なコミュニケーションが日常会話等の単純な会話レベルでは可能なため「障がいに気付いてもらえない」という事情が大きく影響している。

- ④ さらに、弁護人はコミュニケーションの専門家ではないため、被疑者・被告人の表面的な言葉に捕らわれ、額面どおりに受け取ってしまい、被疑者・被告人の真意を理解することができなかつたり、被疑者・被告人が抱える真の問題点に迫ることができず、被疑者・被告人のために十分な防御ができないことがある。

この点、ある社会福祉士は、「弁護士、裁判官、検察官は被疑者・被告人に色々『訊く』が、自分のような福祉専門職は、被疑者・被告人の言葉の裏にあるものを含めて『聴く』のが仕事だと思う」と述べており、示唆に富む。

- ⑤ 以上のとおり、弁護人と社会福祉士等との連携は、被疑者・被告人が抱える課題を発見し、これを解決するための道筋を把握することを可能にするという意味で、被疑者・被告人にとって真に必要な防御活動を行う前提として重要な意義を持つ。

(2) 司法制度との関係における意義

- ① 現行の司法制度では、単純執行猶予付判決を得られても、猶予期間中に再犯を犯した場合、同種事犯である限り再度の執行猶予を得ることは困難である。

保護観察付執行猶予期間中に再犯に及んだ場合には、執行猶予の余地がない。

そして、一度受刑すると、刑の執行を終えてから5年が経過しないうちに再犯に及んだ場合は、犯罪の軽重を問わず、執行猶予の余地がない。

その結果、現行司法制度は、短期間で罪を繰り返す人を累犯者として刑務所の住人にしてしまう特性を持っている。

- ② 罪に問われた障がい者等は、生きづらさの発露としての対人トラブルであったり、生きづらさから逃れるために犯罪行為に及んだりすることが多い。

したがって、このような生きづらさに対する適切な手当てがなされなければ、罪に問われた障がい者等が犯罪を繰り返す可能性が極めて高い。

③ 実刑か執行猶予かの分かれ目の段階でなされる入口支援は、福祉や医療を利用した強固な環境調整を行い、結果として罪に問われた障がい者等が犯罪に及ぶ原因である生きづらさを解消ないし軽減し、再犯に至らないようにするという意味で、罪に問われた障がい者等が累犯者になる可能性を可能な限り低減させるという重要な意義を有する。

(3) 出口支援との関係における意義

実刑が確実と思われる事案においても、入口支援は、円滑な社会復帰を援助するものとなり得る。

すなわち、受刑者の一般面会の回数は、原則として月2回となっていることから、受刑段階から外部の福祉職との信頼関係を作ることは難しい。

被疑者・被告人段階から福祉職との信頼関係を醸成しながら将来の社会復帰を見据えた支援枠組みの構築に着手することで、罪に問われた障がい者等が出所した際の円滑な社会復帰に資するという意味でも、入口支援は重要な意義を有する。

3 福祉関係者との連携の必要性

(1) 被疑者・被告人との面会及びアセスメント

罪に問われた障がい者等に対し、更生のために必要な支援を考えるためには、障がい特性に応じたものでなければならず、そのためには福祉関係者により、被疑者・被告人と面会し障がい特性等について理解してもらう必要がある。

そして福祉関係者は、罪に問われた障がい者等と面会し、少なくとも1時間から2時間程度をかけてアセスメントを行うこととなる。

このように、罪に問われた障がい者等に対する適切な支援を検討するためには、福祉関係者による面会及びアセスメントが必須である。

(2) 更生支援計画の作成

罪に問われた障がい者等が更生するためには、複数の医療及び福祉関係者が支援することとなるのが通常であるが、各関係機関において具体的な支援計画の内容及び役割分担を理解し把握しておく必要がある。また、今後適切な支援がなされることについて裁判所にも明示する必要がある。

このため、福祉関係者によって、罪に問われた障がい者等に対する更生支援計画が作成されることが必要である。

更生支援計画とは、社会福祉士等の専門家によって作成された被疑者・被告人の更生へ向けたガイドマップである。なぜ、被疑者・被告人が犯罪に至ったかを分析し、被告人が将来自立した生活をしていくため（少なくとも支

援を受けてその人らしい生活が取り戻せるようにするため)にはどのような支援が必要かが記載されるものである。

4 入口支援等の更生支援に関する弁護士会の取組の例

(1) 全国の弁護士会における入口支援の主な実績は以下のとおりである。

① 東京三弁護士会

2015年4月から、東京三弁護士会においては、東京社会福祉士会、東京精神保健福祉士協会が、個々の事案に応じて、連携可能な社会福祉士や精神保健福祉士を弁護人に推薦する制度を設けるとともに、社会福祉士や精神保健福祉士が被疑者・被告人を支援した場合に上限を5万円として、援助金を給付する制度を設けた。

この援助金の申請件数は下記のとおりであるが、2015年度には東京三弁護士会合わせて32件で、2016年度はその2倍に及ぶペースとなっている。

	東京弁護士会	第一東京弁護士会	第二東京弁護士会
2015年度	17件	3件	12件
2016年度	45件	15件	6件

② 大阪弁護士会

2014年から、大阪弁護士会と、大阪社会福祉士会及び大阪府地域生活定着支援センターとが連携する「大阪モデル」というスキームが構築されている。このスキームは、弁護人から申込みがなされると、事案に応じて、大阪社会福祉士会所属の社会福祉士か大阪府地域生活定着支援センターの相談員を弁護人に紹介するものである。

2014年6月から2016年5月までの3年間の大阪モデルの申込件数の合計は138件である。

なお、大阪弁護士会では、別途、国選弁護人が環境調整のために福祉専門職等に支払った費用について、援助する制度も設けている。

③ 神奈川県弁護士会

2015年12月1日に神奈川県弁護士会と神奈川県社会福祉士会が「刑事弁護における社会福祉士等の紹介に関する協定」を締結し、同月14日から運用を開始している。

この協定は、横浜地方裁判所本庁及び同裁判所川崎支部の管内に勾留されている知的障がい及び発達障がいのある被疑者・被告人を対象として、福祉関係者に対し、①接見同行、②環境調整、③更生支援計画や上申書の作成、④情状証人としての証言を依頼できるものとして、障がいのある被

疑者・被告人の刑事事件について、弁護士と社会福祉士が連携して当たれるようにすることができるものとなっている。

制度運用開始後、2017年6月14日までの約17か月間において、弁護士からの依頼件数は26件であり、うち19件について社会福祉士等の福祉職の方の紹介を受けて、弁護士と連携して事件に当たった。また、その余の福祉職の方の紹介を受けていない事件についても、弁護士は、社会福祉士会の担当者から具体的な福祉的助言をもらい、事実上支援を受けて弁護活動を行うことができている。

④ 山口県弁護士会

現在、山口県で入口支援に携わっている社会福祉士は1人である。この社会福祉士が2012年以降、入口支援のために接見同行をしたものが39件ある。そのうち更生支援計画を作成したものが11件あり、特別弁護士として関与したものが6件ある（2017年1月末時点）。

2016年6月から、個々の国選弁護士が、福祉職との連携依頼を所定の書式を用いて弁護士会に申し出ると、弁護士会の担当者がこの社会福祉士と連絡を取り、この社会福祉士と弁護士を繋ぐ形で個別事件における連携を図っている。

2016年度の紹介件数は17件である。内訳は、高齢2、知的障害2、精神障害3、身体障害1、何らかの障害の疑い5、高齢ないし障害ではないが支援を抱えている者5となっている（1名は知的障害と精神障害の重複）。

(2) 弁護活動における入口支援の例

高齢の被告人に関する弁護活動において、「地域包括支援センター、介護支援専門員らによる支援を受けること、介護サービス付き高齢者住宅への入所を検討する」という内容の更生支援計画が作成されたり、障がいを抱えた被告人について「短期的には自立支援医療申請、区分認定申請等により治療及び日常生活の立て直しを図り、就労支援に移行する。補助申立等による金銭管理体制を構築する」ことを内容とする更生支援計画が作成されている。その結果、これら更生支援計画が評価され、執行猶予付判決が多数なされている。また、裁判官が、説諭の際に更生支援計画に言及した例もある。

法律上実刑を避けることが難しい事案においても、高齢の被告人に社会福祉士が特別弁護士として早期に関わり、出所後直ちに養護老人ホームに入所させたケースがある。

(3) 法曹三者の協議における入口支援等に関する意見交換の実施

全国各地で一審強等の法曹三者の協議会が行われているが、一部では、再犯防止の取組、入口支援における検察庁と弁護人の連携等について意見交換がなされている。

少しずつではあるが、刑事裁判の現場においても、入口支援等を始めとする、再犯防止の重要性に対する認識が深まってきている。

5 入口支援における弁護活動の課題

(1) 入口支援における弁護活動の最も大きな課題は、費用負担である。

すなわち、弁護人が、罪に問われた障がい者等に関し、社会福祉士等に更生支援計画の作成や面会などの支援を依頼する場合、社会福祉士等に対する報酬支払の必要性がある。しかし、当該報酬等について国選弁護費用の対象となっておらず、また、罪に問われた障がい者等の多くは経済的にも恵まれない場合が極めて多く、誰が、どのような形で負担するのかが問題となっている。

(2) 厚生労働省の調査研究のモデル事業を活用したり、社会福祉士会の基金を利用している地域もあるようであるが、弁護士会が基金を設立して費用を賄ったり（東京三弁護士会）、弁護士が自弁（山口県弁護士会。ただし、弁護士会による基金設立の議論が始まっている。）しているところが多いのが実情である。

(3) 当連合会では、2015年度に、罪に問われた障がい者等の刑事弁護の体制整備等に関する研修・意見交換会（キャラバン）を、全国を6ブロックに分けて、各ブロック1か所ずつ計6か所で実施した。また、2016年度には、計2か所で実施し、さらに、2017年度においても、計2か所で実施する予定である。

このキャラバンでは、罪に問われた障がい者等の刑事弁護に関する研修を実施した上、体制整備に関する各地の取組について意見交換を行った。

さらに、各弁護士会向けに、罪に問われた障がい者等の刑事弁護体制に関するアンケート調査も実施した。

意見交換やアンケート結果からは、福祉関係者に費用を支払う場合、法テラスから支援してもらいたい制度を作ってほしいなどの意見が多数寄せられた。

このように、罪に問われた障がい者等に対する入口支援を行うために、経済的な裏付け確保が急務となっている。

6 入口支援における弁護活動の費用が国費から支弁されるべきであること

(1) 公正な刑事裁判を受ける権利（憲法第32条、第37条第1項）との関係 認知機能が低下した高齢の被疑者・被告人や、障がい特性により知覚・感

情・思考の伝達が効果的にできない被疑者・被告人にとっては、自己の刑事裁判で、自己の言い分を正確に伝えたり、自己の抱える問題を認識し、これを解決して社会内で更生していくための計画を立てて効果的な防御活動を行うことができ初めて、公正な刑事裁判を受ける権利が保障されたことになる。

そして、先に「入口支援の意義」で述べたとおり、弁護人も、福祉専門職の関与があつて初めて、罪に問われた障がい者等の言い分を正確に理解したり、罪に問われた障がい者等が抱えている問題点を把握してこれを解決するための防御活動を行うことができる。

国は、罪に問われた障がい者等の公正な刑事裁判を受ける権利を保障するために、罪に問われた障がい者等が社会福祉士等の援助を受けることができるように経済的な支援策を講じる責務がある。

(2) 障害者差別解消法との関係

① 2016年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行された。

同法第3条は、国及び地方公共団体に対し障がいを理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、講じる義務を定めている。

また、同法第7条第2項は行政機関等に対し、事業又は事務を行う上で、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮を行う義務を課している。この「行政機関等」には、法務省のほか、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）も含まれる（同法施行令第2条）。

② 同法にいう「社会的障壁」とは、障がいがある者にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう（同法第2条第2号）。

罪に問われた障がい者等は、次に述べるように、2つの意味での社会的障壁に直面することになる。

ア 罪に問われた障がい者等は、障がい特性により生じる生きづらさを回避しようとしたり、生きづらさの発露としての対人関係における摩擦やトラブルがきっかけとなり、罪に問われる行動に出てしまうことが多い。

入口支援は、罪に問われた障がい者等が日常生活において抱える生きづらさ（社会的障壁）を、福祉や医療等と連携して解消ないし軽減し、罪に問われた障がい者等が犯罪から縁遠い生活を送ることができるようにするものである。

イ 罪に問われた障がい者等が検挙され、刑事手続の過程に取り込まれた

場合には、取調や公判において自己の置かれた立場を十分理解できなかつたり、自己の立場について上手に主張できなかつたばかりにえん罪に巻き込まれたり、犯行に至る経緯や障がい特性を正しく理解してもらえず不当に重い刑罰を科されたりするなど、刑事司法制度という社会システムの中における生きづらさ（社会的障壁）にも直面することになる。

入口支援は、社会福祉士等と連携して、罪に問われた障がい者等の言い分を正確に理解して、実効的な防御活動を行うことによって、罪に問われた障がい者等がえん罪に巻き込まれたり、不当に重い刑罰が科されることを防ぐものである。

- ③ 個別の場面において、個々の障がい者に対する合理的配慮を的確に行うためには、不特定多数の障がい者を主な対象として行われる事前的改善措置としての環境の整備が不可欠である。特に、障がい者差別の解消のための取組は、このような環境の整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要である。さらに、障害者差別解消法は、国及び地方公共団体に対し、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施することを義務付けている（同法第3条）。

入口支援の意義に照らせば、社会福祉士等から援助を受けることは、障害者差別解消法にいう、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供の一つである。罪に問われた障がい者等が社会福祉士等から受ける援助の費用を国が支弁するよう約款等を整えることは、障がい者差別の解消のための環境整備の一環であるから、国はかかる措置を採るべき責務がある。

(3) 法テラスの取組と総合法律支援法の改正

① 法テラスによる司法ソーシャルワーク

法テラスは、第3期中期計画（平成26年3月28日法務大臣認可。目標期間は平成26年度から平成29年度までの4年間）を策定し、法テラスに対する社会のセーフティーネットとしての役割が期待され、従来の取組の中で自らが法的問題を抱えていることに気が付かない場合や、意思疎通が困難であるなどの理由で法的援助を求めることが困難な高齢者、障がい者等が存在していることが明らかになった状況を踏まえて、地方公共団体、福祉機関、団体や弁護士会、司法書士会等と連携を図り、当事者等に積極的にアウトリーチを行い、司法アクセスを容易にすることで総合的な解決に繋げるための取組（司法ソーシャルワーク）の体制整備を推進するものとしている。

第3期中期計画に基づき策定された「平成28年度日本司法支援センター一年度計画」を受けて、「第3期中期目標期間中における司法ソーシャルワーク事業計画」が策定された。そこでは、援助対象者は高齢者・障害者その他法的サービスの自発的な利用が困難な方と定め、活動の特性は、①司法的な観点を加えた問題の発見・整理、②法的資源の活用の援助、③関係機関との連携・共同に資するネットワークの活用を事業活動の特性としている。

② 総合法律支援法の改正

国は、以上の司法ソーシャルワーク活動を推進するための制度的整備のために、2016年5月に総合法律支援法を一部改正した。

この改正では、「認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられている国民等」を「特定援助対象者」と規定し、資力を問わない法律相談を可能にするなど、民事法律援助を利用しやすくするための改正が行われた。

法務省が作成した「総合法律支援法の一部を改正する法律案の概要」では特定援助対象者として、「認知機能が不十分な高齢者・障害者」が念頭に置かれている。

③ 契約約款の改正に向けた関係機関との協働の必要性

この問題について、山口県弁護士会が、法テラス山口と山口県弁護士会との協議会において、接見同行費用について法テラスから支弁するよう求めた際、法テラス山口からは、法テラス本部に照会を行った上、法テラスとしても、約款改正の検討課題であるとの認識が示された。

今後は、法テラス、当連合会等の関係機関が協力し、入口支援における弁護活動の費用の国費支弁の実現に向けて協働していくことが求められる。

④ まとめ

罪に問われた障がい者等として念頭に置かれているのも、「認知機能が不十分な高齢者・障害者」であるから、福祉専門職が罪に問われた障がい者等につき作成した更生支援計画作成費用等を国選弁護費用として、国費から支弁するということは、今回の総合法律支援法の改正と趣旨を一にするものである。

障害者権利条約は、「障害者が全ての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適し

た配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する。」として障がいの有無に関わらず等しく司法手続が利用できるよう司法アクセス権を保障することを求めている（同条約第13条第1項）。

特定援助対象者に対する援助の必要性は、民事手続に限られるものではなく、罪に問われた障がい者等に対する入口支援は、まさに、「司法ソーシャルワーク」に他ならないのであるから、「司法ソーシャルワーク」にいう「司法」の対象を刑事司法まで拡大するべきである。

(4) 再犯の防止等の推進に関する法律との関係

2016年12月7日、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）が成立した。

同法第3条第1項は、「再犯の防止等に関する施策は、（中略）犯罪をした者等²が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする」ことを基本理念として掲げ、同法第4条第1項は、国が、この基本理念にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する旨定める。

国も再犯防止施策として、2012年7月に犯罪対策閣僚会議で決定された「再犯防止に向けた総合対策」において、対象者の特性に応じた指導・支援の強化を第1に掲げ、高齢・障がい等の問題を抱える者に対し、保健医療・福祉サービスが受けられるよう支援する取組（入口支援）を始めている。再犯防止推進法を踏まえた新たな再犯防止対策についても、起訴猶予となる者、罰金や執行猶予となる者、満期釈放者等に対する福祉・医療的支援を含め、刑事司法の入口から出口までのあらゆる段階を通じた切れ目のない指導・支援の強化策を講ずるなど、高齢・障がい者等への支援の強化を打ち出している。

とすれば、国選弁護人が行う社会福祉士等からの援助を受けて保健医療・福祉サービスが受けられるよう支援する環境調整についても、高齢・障がい者等への支援という観点では同様と考えるべきである。

² なお、参議院法務委員会は、2016年12月6日、再犯防止推進法の適用に当たり「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡しを受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、同法を不当に拡大した適用をすることがないよう留意すべきとの附帯決議をしている。

したがって、国は、国選弁護人の障がいのある被疑者・被告人に対する弁護活動の充実を図るために必要不可欠である、社会福祉士等への費用を国費から支弁すべきである。

(5) 合理的な刑事政策との関係

① 高齢ないし障がいを抱える累犯者の増加が社会問題として指摘されるようになって久しいが、量刑における刑罰の累進性からすれば、累犯者についても、過去に一度は実刑か執行猶予かの分かれ目となった事案があったはずである。

仮に、その時点で、入口支援を受けることができているならば、累犯者にならないで済んだ者も相当数存在すると思われる。

② 国は、刑務所の高齢化に対応するため、全国32か所の刑務所に介護専門員を配置し、社会福祉士を増員するため、2017年度の予算で人件費として5720万円を計上している。

累犯者にかかる費用は、このような行刑段階の費用のみならず、検挙に要する費用、捜査、公判に要する費用もあるから、莫大である。

③ 加えて、出口支援は、一度「切れてしまった」、ないし「切れなかった」社会との縁を復元し、社会復帰を目指さなければならないという点で、社会資源の調達にもコストがかかるが、入口支援の場合には、社会との縁を保ったまま社会復帰支援が可能であり、社会資源の調達コストも出口支援に比べれば、安価と言える。

④ 再犯者を減少させることは、喫緊の刑事政策課題であるが、投じることのできる予算は限られている。

限られた資源を有効に活用し最大の効果を上げるためにも、入口支援を充実させることが合理的なのである。

7 約款本則及び算定基準の改正の基本的な方向性について

(1) 約款本則の改正（第17条の2の新設）

約款本則第17条の2として、「センターは、一般国選弁護人弁護士が、接見、打合せへの同行や、更生支援計画の作成を依頼する際の、報酬及び実費について、一定の基準を定める」との条文を新設されたい。

(2) 算定基準の改正（第9条第2号の改正）

算定基準第9条第2号は、費用の種類を定めている。

同号を改正し、現行基準の「オ」を「カ」に改めた上、「オ」として「福祉専門職等の接見同行費用及び更生支援計画作成費用」という項目を設けられたい。

(3) 具体的な費用額の決定

法務省，法テラス，当連合会等の関係機関による協議会を設けた上，公益社団法人日本社会福祉士会等の関係機関からヒアリングを行うなど，実際の入口支援に当たる福祉専門職の意向を良く踏まえて決定されたい。

- 8 当連合会は，2010年12月17日付け「当事者による鑑定費用に関する要望書」で，「国選弁護事件において，被疑者及び被告人の権利を擁護するために，国選弁護人が専門家に依頼して行う精神鑑定，情状鑑定，法医学鑑定，工学鑑定，DNA鑑定，筆跡鑑定及び検察官立証に対する反証としての再鑑定等にかかる費用の支出が認められるよう，日本司法支援センターの国選弁護費用の算定基準を変更すべきである。」という意見を述べている。

更生支援計画の作成等環境整備は，情状鑑定又はそれに準ずるものであり，罪に問われた障がい者等に対しては，障がい者等に対する適正な手続保障，公正な裁判を受ける権利及び障がいのない者との平等の観点から，国費で福祉的支援が受けられるようにするべきである。

よって，早急に約款本則及び算定基準の改正を行い，その際には，当連合会としても，合理的な制度が構築されるように積極的に関係機関と協議していく所存である。

以 上